

## 父母と先生の会のあり方について（抄）

（昭和42年6月23日）  
文部省社会教育審議会報告

### 1 目的・性格について

「父母と先生の会（PTA）は、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。」

父母と先生の会（PTA）の目的は、「児童生徒の健全な育成をはかる」ことにある。児童生徒の健全な成長をはかるためには、学校と家庭と社会とが、それぞれの教育の責任を分担し、協力しあうことが大切であるが、とくに、児童生徒の教育に直接責任をおう学校と家庭の協力体制が必要である。この協力体制は、さらに、地域社会における児童生徒の教育についても重要な役割を果たすものである。

父母と先生の会（PTA）は、この目的のもとに学校および家庭における教育の理解とその振興、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善などを促進するために必要な諸活動を行うものである。

「学校および家庭における教育の理解とその振興」については、学校と家庭とが、それぞれの教育の責任を分担し、密接な関係を保ちながら児童生徒の指導が十分に行われるよう学校における指導の方針や、家庭における教育のあり方等について相互の理解を深めることが必要である。この相互の理解にもとづいて、（ア）学校の教育計画の実施上必要な、家庭と学校の協力をすすめる学校教育の充実に寄与し、（イ）学校とならんで教育の基本的な場である家庭の意識、機能、および教育的役割等について理解を深め、家庭教育本来の機能を果たし得るよう家庭教育に関する学習活動等を行うことが望まれる。

「児童生徒の校外における生活の指導」については、学校の教育方針にもとづく校外の生徒指導に協力するとともに、健全な遊びや規律ある集団活動などを通して児童生徒の心身ともに健全な発達をうながすよう、適切な指導を行うことや、少年団体等の健全な育成をたすける役割が期待される。

「教育環境の改善」については、児童生徒が生活する地域環境を、教育的に改善し、また、児童生徒の校外における生活の安全を確保することが重要であり、たとえば、遊び場の整備、交通安全施設の設置、危険地域の改善などを促進することや出版物、マスコミ等に対する活動などがある。

以上の諸活動を効果的にすすめるためには、会員相互の話し合いや、組織的な学習や実践が必要であり、さらに父母と先生の会（PTA）相互の連絡協調や関連する諸団体との連携をはかることが望ましい。

## 2 構成について

「父母と先生の会（P T A）は、学校に在籍する児童生徒の親および教師によって学校ごとに構成される。」

父母と先生の会（P T A）は、各学校ごとに、その学校に在籍する児童生徒の親およびその学校に勤務する教師によって構成される。

なお、この会の目的達成のためには、会の趣旨に賛同する親と教師が自主的にできるだけ多く参加することが望ましい。

## 3 運営について

「父母と先生の会（P T A）は、会員の総意によって民主的に運営され、特定の政党、宗派にかたよる活動や、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。」

父母と先生の会（P T A）は、会員の総意にもとづき、親と教師が会員として同等の立場で運営されなければならない。したがって、会の運営や会務の処理等を一部の役員や学校の関係者のみにゆだねることは適切でない。

また、この会は、その目的、性格の上から特定の政党や宗派を支援したり、もっぱら営利を目的とする行為を行ってはならない。

## 4 相互の連絡提携について

父母と先生の会（P T A）相互の連絡を緊密にし、その発展をはかるとともに、共通の目的を達成するためには、その協力組織として、市町村、都道府県および全国的等の各段階における連絡協議体の果たす役割が重要であると考えられる。

## 【付記】

父母と先生の会（P T A）は参考規約（昭和29年2月社会教育審議会父母と先生の分科審議会決定）は、当時における父母と先生の会の規約の参考として、その役割を果たしてきたが、今後は、この報告の趣旨にもとづいて父母と先生の会の運営に留意することが望ましい。